平成 31 年度人材活用に関する提案
審査要領

平成 30 年 10 月 10 日

１　審査方法

（１）事前審査

① 事務局（地域振興課）において、提出のあった書類審査を行う。

② 各提出書類の記入漏れ、添付書類の漏れ等について確認する。

③ 書類審査は募集要項と照らして行い、補正等が必要な場合は、提案者に確認しながら適宜反映させる。

（２）佐渡市官民協働推進会議（地域振興推進会議）による審査

開催日時：平成 30 年 11 月９日（金）午前 10 時～

開催場所：佐渡市役所本庁舎3階大会議室（佐渡市千種 232 番地）

① 審査は審査基準に基づき、採点方式で行う。

② 採点に加え、採択の可否に関わらず、各提案に対する意見等を取りまとめ、提案者にフィードバックする。

２　審査基準

提出のあった提案書の内容を次の審査基準に基づき、総合的に評価する。

（１）応募資格及び条件について

次の①から③までの要件全てを満たすこととする。

① 佐渡市内の自治会、複数の集落で構成される地区、各種協議会等の市民が主体となって組織する団体であるか。

② 人材を活かして地域活性化を図る意欲があり、受け入れ態勢を整えることができるか。

③ 提案内容に関し、地域等において合意形成を図ることができるか。

該当しない要件があれば不採択とするが、審査及び提案に対する意見等の取りまとめは行うこととする。

（２）応募理由について

① 地域等の現状と課題をしっかりと捉えているか。

② 課題に対する展望が明確であるか。

（３）活用を希望する人材等について

① それぞれ希望する人材の必要性が明確であるか。

② それぞれ希望する人材に協力してほしい活動内容は、地域等の課題を解決するために適しているか。

（４）受け入れた人材を地域等に定着させるために工夫することについて

① 人材を地域等に定着させるための工夫があるか。

（５）受け入れた人材が地域等からいなくなった場合について

① 人材が地域等からいなくなった場合の対応策はあるか。

（６）地域等でのサポート役について

① 地域等の中でのサポート体制は万全か。

（７）受け入れ可能な住居について

①人材の受け入れにあたり、十分な住居を確保できているか。

（８）総合評価

① 提案全体を通して、人材支援が必要な提案であるか。

３　採点方法

審査の採点方法は、別紙１の審査票により審査基準ごとに５点満点（一人 50 点満点）の評価点数を合計する。なお、点数評価の目安は次のとおりとし、「（８）総合評価」の配点は、評価点数の２倍とする。

評　　価	点数
非常に優れている	５点
優れている	４点
普通	３点
やや劣る	２点
劣る	１点

４　審査員

佐渡市官民協働推進会議開催要綱（平成 29 年告示第 137 号）に基づき、地域振興推進会議参加者のうち、学識経験又は知識を有する者、地域団体の代表者から、３人から５人程度を審査員として市長が参加を求める。

５　決定方法

審査における選定提案の決定は次のとおりとする。

（１）審査員の評価点数の合計の平均が、概ね３５点以上の提案を選定する。

（２）審査結果は、別紙２「平成 31 年度人材活用に関する提案の審査結果について」により、提案者に遅延なく通知する。